

## 「山形県青年の家」の指定管理者の指定について

さきに公募を行った「山形県青年の家」の指定管理者について、下記のとおり指定しましたのでお知らせします。

1 施設名 山形県青年の家

2 募集期間 令和5年6月13日から令和5年7月18日まで

3 申請団体数 1団体

### 4 指定管理者として指定した団体

団体名：山形県青年の家管理企業体

(株式会社山形ビルサービス、株式会社天童給食センター、株式会社野川ガス住宅設備)

住所：山形市大字志戸田 550 番地

### 5 審査の方法

選定基準に基づき、山形県教育局指定管理者審査委員会（弁護士、公認会計士、大学教授等の外部有識者を含む計6名で構成）において、次のとおり総合的に審査及び評価を行った。

#### （1）審査の手順

- 申請団体の資格要件への適合の確認
- 事務局からの申請概要等の説明
- 申請団体による事業計画内容についてのプレゼンテーション
- 申請団体に対する質疑、応答
- 各審査委員による評点及び各評点結果の集計
- 評点結果を参考に総合的な審議・評価

#### （2）評価の方法

募集要項に示した選定基準に基づき、施設の平等利用は確保されるか、事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができるか、事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有しているかなど、幅広い見地から総合的に審議・評価した。

### 6 選定基準

選定基準	審査項目	審査内容	確認書類	配点
I 基本事項	施設の設置目的と管理運営方針	* 県が示す管理運営方針と申請者が提案した方針は合致するか。 * 申請者の経営モラルは適切か。	・事業計画書(様式4-1) 管理運営方針	満たしていなければ 「失格」
	収支計画の適確性及び実現の可能性	* 申請者が提示した指定管理料は、県が示した上限額以内となっているか。 * 収支の積算と事業計画は整合性が図られているか。	・事業計画書(様式4-2) 管理運営に関する収支計画 ・収支計画書(様式5)	

		* 収支計画は実現可能なものか。 * 業務遂行のための適切な積算となっているか。 * 現指定管理者が申請者の場合は、現事業計画の履行状況から、次期事業計画は実現可能か。		
	施設の維持管理の適確性	* 施設を適切かつ安定的に管理運営する能力があるか。 * 県が求める維持管理の基準に合致しているか。	・事業計画書（全体）	
	労働法令の遵守	* 労働関係法令は遵守しているか。 * 最低賃金は遵守しているか。	・労働関係法令の遵守に関する誓約書（様式8）	
II 施設の平等利用の確保	平等利用を図るための具体的な手法と期待される効果	* 高齢者や障がい者等、全ての利用者の平等な利用や利用のしやすさに配慮しているか。	・事業計画書（様式4-1） 管理運営方針、利用時間、休館日、臨時開館及び休館に関する設定方針	(10) 10
III 事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができる	管理経費における経済性	* 効率的な維持管理を図ることなどにより、提案額は県が示す上限額と比べ節減は図られているか。	・事業計画書（様式4-2） 管理運営に関する収支計画、経営方針 ・収支計画書（様式5）	(15) 15
	サービス向上を図るために具体的な手法	* 利用者ニーズを把握し、質の高いサービス提供に向けた取組み内容は十分か。	・事業計画書（様式4-2） 利用者サービス向上に向けた取組み	(10)
		* 施設の機能や設備を活用した提案となっているか。		(5)
	施設等の維持管理の内容の妥当性	* 指導部門との協力連携体制がとられているか。		(5)
		* 維持管理の内容（実施回数、箇所等）は、適切な計画となっているか。	・事業計画書（様式4-3） 施設及び設備の維持管理 ・施設管理年間計画表（様式6）	(5) 10
	利用者の増加を図るために具体的な手法	* 施設、利用者の安全管理への取組み（防犯・防災・事故防止・感染症防止等の対策）は十分か。	・事業計画書（様式4-4） 利用者の増加を図るためにの提案	(5)
		* 利用者の増加に向けた具体的な取組内容は十分か。		(4) 9
		* 提案された目標（利用者数等）は具体的かつ適切か。		
		* 広報計画、地域や関係機関との連携など施設の利用促進に向けた取組みは十分か。		
	管理運営に有益な地域における活動（地域貢献）	* 地域との関わりが強い活動や地域と一体となった活動等の実施に向けた取組みは十分か。 * 地域、関係機関、ボランティアとの連携は十分か。	・事業計画書（様式4-4） 地域との連携等	(4) 4
IV 事業計画書に沿つて施設の運営管理を適正かつ確実に行う能力を有すること	安定的な運営や企画事業の着実な実施が可能となる人的能力及び運営体制	* 職員体制（人数、配置体制）は十分か。 * 責任の所在は明確か。 * 有資格者、経験者等の配置は十分か。 * 従業員の採用、確保方策は適切か。 * 従業員の育成、研修体制は十分か。 * 外部委託の実施計画は妥当か。 * 共同企業体の場合、構成団体の責任・役割分担は妥当か。 * 過去に本県の公の施設の指定管理者として重大な協定違反等をした事実はないか。あった場合は適正な措置がとられているか。	・事業計画書（様式4-5, 4-6, 4-7） 運営体制と組織 ・施設管理年間計画表（様式6）	(10)
		* 申請者の財務状況は健全か。 * 金融機関、出資者等の支援体制は十分か。		(5) 15
V その他	財務状況及び経営的基盤		・事業計画書（様式4-7） 安定的運営の基礎となる経営基盤 ・法人等の概要、定款、登記事項証明書、財務諸表	(5) 5
	利用者要望への対応	* 利用者等からの苦情、要望の把握及びそれらへの対応体制は妥当か。 * トラブルの未然防止、発生時の対策は妥当か。	・事業計画書（様式4-8） 利用者要望への対応	(3) 3
	緊急時の対応、情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組	* 防災対策、緊急時及び事故発生時の対策（未然防止対策を含む）は妥当か。 * 情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組みは妥当か。	・事業計画書（様式4-8） 危機管理と情報管理	(3) 3
	地域経済への貢献	* 地元企業の参画・活用や地域経済への貢献を考慮しているか。	・事業計画書（様式4-8） 地域経済への貢献	(3) 3

県の施策への協力	* 県が進める各種施策（別表）に対し、協力しているか。	・事業計画書（様式4-8） 県の施策への協力	(3)	3
	計			100

（別表）県の施策への協力で評価する各種施策

- ① エコアクション21取得
- ② 障がい者雇用
- ③ 子育て支援
- ④ ワーク・ライフ・バランス表彰、男女いきいき子育て応援宣言
- ⑤ 建設雇用改善優良事業所表彰
- ⑥ 地域貢献活動（災害活動、マイロード等）
- ⑦ 新規学卒者の雇用・インターンシップ受入れ
- ⑧ やまがたウーマノミクスの推進
- ⑨ 協力雇用主としての活動
- ⑩ 新分野進出等経営革新への取組み（再生可能エネルギー分野への進出を含む）
- ⑪ その他必要と認める施策

## 7 選定理由

山形県教育局指定管理者審査委員会における審査結果は下記のとおりであり、この審査結果を踏まえ、「山形県青年の家管理企業体」を指定管理者の候補者として選定した。

### ○選定基準Ⅰについて

- ・施設の設置目的や理念等を理解し、公平・公正かつ適正な運営を心がけた管理運営方針の提案があり、「適格」とされた。

### ○選定基準Ⅱについて

- ・関連法令に基づく公平・公正な運営、機転のきいた心配りある運営の提案が評価された。

### ○選定基準Ⅲについて

- ・「管理経費における経済性」では、提案額が募集要項の上限額と同額であるものの、資格要件は満たしており、職員自らが修繕や整備等を実施することで経費縮減を図るとして評価された。

- ・「サービス向上を図るための取組み」では、利用者アンケートの分析に基づくPDC Aサイクルの実施により、質の高いサービスの提供を行うとして評価された。

- ・「施設設備の維持管理内容の妥当性」では、企業体本社担当者と管理運営担当職員における定例会議を毎月実施し、外部専門家の意見を参考とするなど様々な視点から組織的に維持管理を実施するとして評価された。

- ・「利用者の増加を図るための取組み」では、利用者データの分析による潜在的なニーズの掘り起こし、積極的な誘客訪問活動の提案が評価された。

### ○選定基準Ⅳについて

- ・「財務状況及び経営的基盤」では、構成企業3社ともに経営基盤が安定しており、高い評価を得た。

### ○選定基準Ⅴについて

- ・「緊急時の対応」では、利用者の安全確保のため、各種マニュアルの整備と訓練の実施の提案が評価された。
- ・「県の施策への協力」では、障がい者雇用の積極的な取り組みなどが評価された。

以上、総合評価による審査の結果、施設の維持管理・運営全般において評価されたため、「山形県青年の家管理企業体」を指定管理者の候補者として適当であると認められた。

区分	審査結果
選定基準Ⅰ	適格
選定基準Ⅱ	6.3
選定基準Ⅲ	39.2
選定基準Ⅳ	14.7
選定基準Ⅴ	8.7
合計	68.9

(注1) 点数は、各審査委員の平均値である。

(注2) 点数は、小数第2位を四捨五入したものである。そのため、合計欄の数値が、選定基準Ⅰ～Vまでの集計値と一致しない場合がある。

**8 指定期間** 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

## 9 指定

令和5年県議会9月定例会及び県教育委員会10月定例会の議決を経て、令和5年10月19日に指定管理者として指定した。